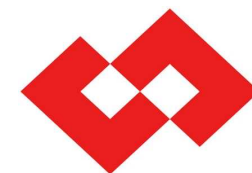


非F I T太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関する
お手続きのご案内
【説明資料】

2025年2月28日更新

東京電力パワーグリッド株式会社



目次

はじめに	3
1. 出力制御の概要	4
1-1 出力制御が必要な理由	
1-2 出力制御の順序	
2. 出力制御に向けた対応要否判定	6
2-1 非FIT太陽光発電設備における出力制御に向けた対応要否判定	
2-2 非FIT風力発電設備における出力制御に向けた対応要否判定	
2-3 制御対象における出力制御方法	
3. 出力制御機器設置対象に該当する発電設備のお手続き	9
3-1 出力制御機器の設置対象に該当する発電設備の対応手順	
3-2 出力制御機器の設置時における提出書類	
3-3 書類の送付先	
3-4 「出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書」等の作成に必要な情報	
4. 連絡先提出対象に該当する発電設備のお手続き	16



はじめに

- 近年、東京電力パワーグリッドのエリア内において、太陽光発電等の再生可能エネルギー電源を中心とした発電設備の連系量が増加しており、今後必要に応じて各発電事業者さまに対して需要と供給のバランスの維持を目的とした出力制御を実施させていただくことを想定しております。
- 出力制御の実施にあたっては、各発電事業者さまにおいても設備や体制を整えていただくなど相応の期間が必要となることから、託送供給等約款（令和六年十月一日実施）第二章第八条及び託送供給等約款別冊の系統連系技術要件（令和六年十月一日実施）第二章第六条・第三章第五条・第四章第五条に基づき、太陽光発電設備（10kW未満は当面对象外）および風力発電設備の非FIT発電事業者さま、または卒FITの事業者さまに対し、出力制御に向けたご対応をお願いしております。
- つきましては、事業者さまご自身で保有する発電設備の契約申込受付日からご対応の要否^{※1}をご判断のうえ、本書にもとづき弊社の出力制御の連絡にご対応していただく準備をお願いいたします。^{※2}

※1 詳細につきましては2-1～2-3をご参照ください。

※2 事業者さまご自身で保有する発電設備の契約申込受付日からの対応要否のご判断、及び判断に基づいたご対応のご実施は、すべて事業者さまご自身の責任において実施されるものとなり、弊社は事業者さまのご対応について責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。契約申込受付日から出力制御に向けたご対応が必要な発電設備を保有する事業者さまが、関係約款・要綱等を踏まえ、出力制御に向けたご対応をご実施いただけない場合、連系に関するサービスの停止、契約解除等必要な措置を講じさせていただく可能性がございます。

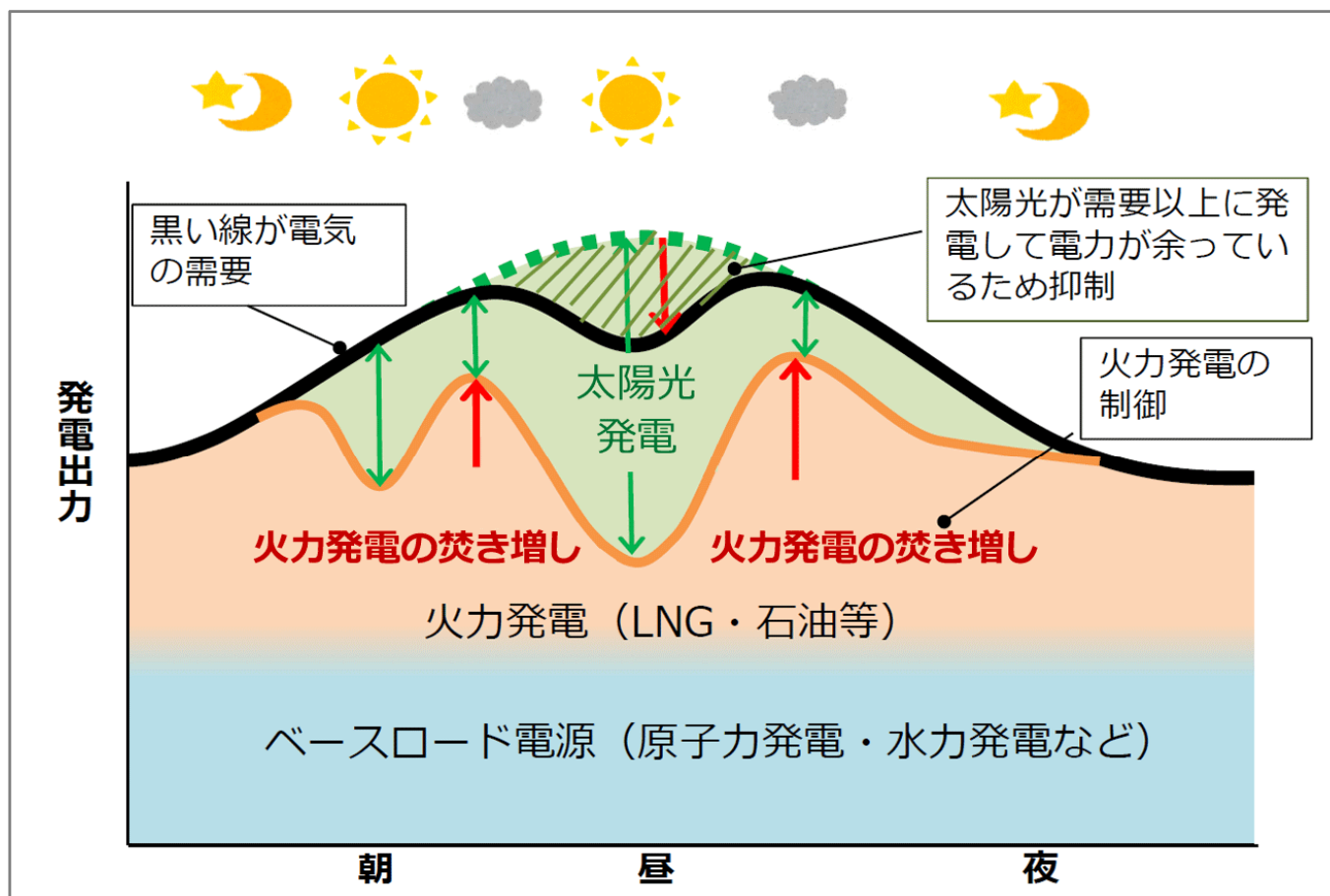


1. 出力制御の概要

1-1. 出力制御が必要な理由

電力系統においては、需要と供給のバランスが崩れると大規模停電等のリスクがあることから、常に需給バランスをコントロールすることが必要であり、発電設備が需要以上に発電して電力が余っている場合に出力制御を実施します。

電力の需要と供給のイメージ



出所：資源エネルギー庁「再エネの大量導入に向けて～「系統制約」問題と対策」



1 - 2. 出力制御の順序

出力制御は、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針第174条「下げ調整力が不足する場合の措置」に基づき実施し、太陽光発電設備・風力発電設備は「五 自然変動電源の出力抑制」の段階で出力制御が必要となります。

(下げ調整力が不足する場合の措置)

第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は

下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。

一 一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法

(第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。)

ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の発電機の出力抑制

イ 揚水式発電機の揚水運転

ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵機器の充電

二 長周期広域周波数調整

三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の地域資源バイオマス電源を除く。

以下同じ。)の出力抑制

四 地域資源バイオマス電源の出力抑制

五 自然変動電源の出力抑制

六 業務規程第111条に定める本機関の指示に基づく措置

七 長期固定電源の出力抑制

出所：電力広域的運営推進機関「送配電等業務指針」



2. 出力制御に向けた対応要否判定

2-1. 非FIT太陽光発電設備における出力制御に向けた対応要否判定

- 非FIT太陽光発電設備はすべて「無制限・無補償（制御対象）」となりますが、発電設備における出力制御に向けた対応要否は、契約申込受付日と発電出力に基づき、判定されます。
- 連絡先提出対象【下表の緑色箇所】
契約申込受付日が2020年3月31日以前の太陽光発電設備。
- 出力制御機器設置対象【下表の赤色箇所】
契約申込受付日が2020年4月1日以降かつ、発電出力10kW以上の太陽光発電設備。
- 該当する発電設備につきまして、出力制御の対象となり、架電等によるオフライン制御もしくはオンライン制御の出力制御方法に通じて制御が行われます。年間を通しての制御上限時間は「上限なし（無制限）」です。

発電出力 契約申込受付日	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上
2020年3月31日以前	機器設置対象外 (制御対象外)	機器設置対象外 (制御対象)	機器設置対象外 (制御対象)	機器設置対象外 (制御対象)
2020年4月1日以降	機器設置対象外 (制御対象外※1)	機器設置対象 (制御対象)	機器設置対象 (制御対象)	機器設置対象 (制御対象)

※1 10kW未満の発電設備は、当面の間、出力制御対象外といたしますが、出力制御対象となった場合に関しては、機器設置対象になる可能性がございます。



2-2. 非FIT風力発電設備における出力制御に向けた対応要否判定

- 非FIT風力発電設備はすべて「無制限・無補償（制御対象）」となりますが、発電設備における出力制御に向けた対応要否は、契約申込受付日と発電出力に基づき、判定されます。
- 連絡先提出対象【下表の緑色箇所】
契約申込受付日が2020年3月31日以前の風力発電設備。
- 出力制御機器設置対象【下表の赤色箇所】
契約申込受付日が2020年4月1日以降の風力発電設備
- 該当する発電設備につきまして、出力制御の対象となり、架電等によるオフライン制御もしくはオンライン制御の出力制御方法に通じて制御が行われます。年間を通しての制御上限時間は「上限なし（無制限）」です。

発電出力 契約申込受付日	20kW未満	20kW以上 500kW未満	500kW以上
2020年3月31日以前	機器設置対象外 (制御対象)	機器設置対象外 (制御対象)	機器設置対象外 (制御対象)
2020年4月1日以降	機器設置対象 (制御対象)	機器設置対象 (制御対象)	機器設置対象 (制御対象)



2-3. 制御対象における出力制御方法

オンライン制御では専用通信回線やインターネットを介して当社が配信する出力制御情報を取得し、発電設備の出力を調整、オフライン制御では電話やメールでの弊社からの連絡に基づき、発電事業者さまにて発電設備を手動制御していただきます。

制御方法		制御時の通信手段	制御形態
オンライン 制御	66kV以上	専用通信回線	遠隔制御
	66kV未満	インターネット	
オフライン 制御		電話、メール	手動制御



3. 出力制御機器設置対象に該当する発電設備のお手続き

3-1. 出力制御機器の設置対象に該当する発電設備の対応手順

出力制御機器の設置対象に該当する発電設備はオンライン制御対象のため、出力制御機器の設置と通信環境の整備が必要です。発電設備のご購入先等にご相談のうえ、必要書類のご提出、工事、疎通確認および設置（切替）完了届のご提出をお願いいたします。

ご対応事項	内容
1 発電設備のご購入先等への確認 ・対応相談	発電設備のご購入先等へ発電設備のPCS等が出力制御対応か否かを確認し、制御に必要な機器の種類等をご相談ください。
2 出力制御機器設置における必要書類のご提出※ ¹	出力制御機器の仕様確認依頼書等をご提出いただきます。 書類と送付先は本書3-2、3-3をご参照ください。
3 通信環境の整備	66kV未満の場合はインターネット、66kV以上の場合は専用通信回線を整備いただきます。
4 出力制御機器の設置（切替）工事	出力制御ユニット等の設置、または出力制御機能付PCSへの切替工事を実施いただきます。
5 発電所ID※ ² の登録	弊社から発行した発電所IDを出力制御ユニットに登録いただきます。
6 疎通確認	弊社のサーバと疎通ができているか発電事業者さまご自身でご確認いただきます。
7 設置（切替）完了届のご提出※ ³	出力制御機器の設置（切替）完了届をご提出いただきます。 送付先は本書3-3をご参照ください。

※¹ 66kV以上の場合、必要書類のご提出後に弊社工事関係箇所と協議のうえ工事を実施しますが、お申込み順に実施することからご希望の工期に添えない場合がございますので予めご了承くださいとともに、早めのお申込みをお願いいたします。

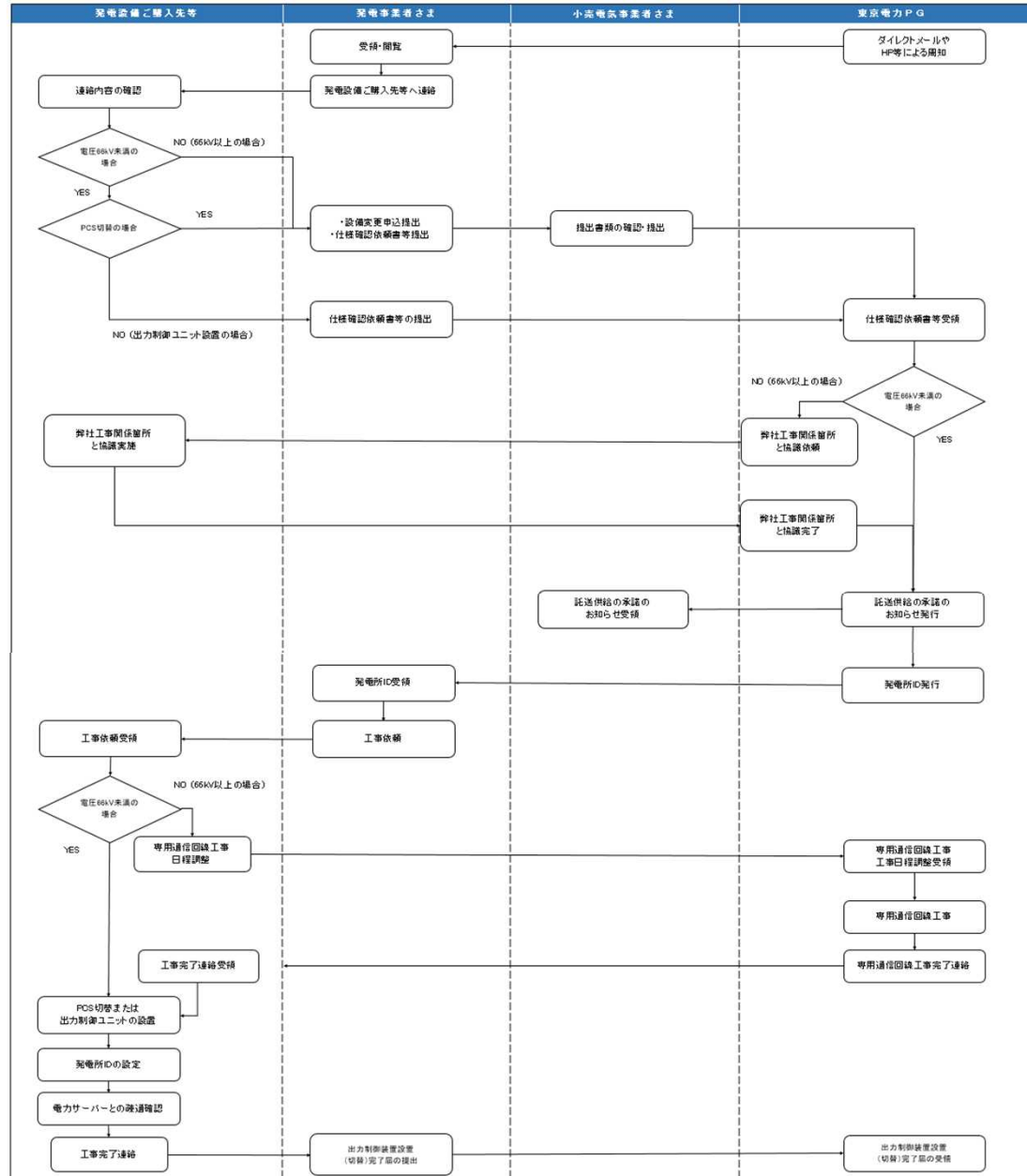
※² 出力制御を行うために送配電事業者がPCS等系列単位で発行する26桁の番号

※³ 出力制御に向けた対応を実施いただけない場合や、当社に対し虚偽の報告を行っていることが判明した場合は、連系に関するサービスの停止、契約解除等必要な措置を講じさせていただく可能性がございます。



3-1. 出力制御機器の設置対象に該当する発電設備の対応手順

出力制御機器の設置に関するお手続きは、下図の流れとなります。



3-2. 出力制御機器の設置時における提出書類

出力制御機器設置への対応方法（出力制御ユニット等の設置、既存PCSに出力制御機能あり、または出力制御機能付PCSへの切替）や電圧階級によって、ご提出書類の種類が異なります。

凡例 ○：提出が必要、—：提出が不要

提出書類	出力制御ユニット等の設置/ 既存PCSに出力制御機能あり			出力制御機能付PCSへの切替		
	66kV以上	6kV以上 66kV未満	100V 200V※3	66kV以上	6kV以上 66kV未満	100V 200V※3
出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書	○	○	○	○	○	○
PCS等系列単位の諸元一覧	○	○	○	○	○	○
接続検討の要否確認依頼書（設備変更申込み）	—	—	—	○	○	—
発電量調整供給兼基本契約申込書	○	—	—	○	○	—
発電所 単線結線図	○	—	○	○	—	○
発電所 構内図面※1	○	—	○	○	—	○
発電所 制御システム概略図等※2	○	—	—	○	—	—
PCS設置スケジュール（予定）	○	—	—	○	—	—
設置（切替）完了届	○	○	—	○	○	—

※1 PCSの設置場所が分かるもの

※2 PCSのシステム構成が分かるもの

※3 「系統連系協議依頼票」等追加で提出が必要となる場合があるため、詳細はWEB申込画面のご案内に従ってお申込みください



3-3. 書類の送付先

3-3-1. 66kV以上（特高）の場合

66kV以上（特高）の場合の書類送付先及び問い合わせ先が以下の通りとなります。

• 書類の送付先

■ 出力制御措置の設置（切替）時

➤ 出力制御機能付きPCSへの切替

- ✓ 発電事業者さまの場合：ご契約の小売電気事業者さまのご連絡先
- ✓ 小売電気事業者さまの場合：03tepconsc@tepcoco.jp

➤ 既存PCSに出力制御ユニット等設置/既存PCSに出力制御機能あり

- ✓ 発電事業者さまの場合：ご契約の小売電気事業者さまのご連絡先
- ✓ 小売電気事業者さまの場合：03tepconsc@tepcoco.jp

■ 設置（切替）完了時

（発電事業者さま・小売電気事業者さま問わず、弊社へご提出をお願いいたします。）

- ✓ 設置（切替）完了の場合：tokkou_seigyosouti@tepcoco.jp

• 問い合わせ先

東京電力パワーグリッド ネットワークサービスセンター

電話：03-3509-1709

受付時間：下記休業日を除く平日の9時から12時、午後1時から5時

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～31日、1月1日～3日)



3-3-2. 6 k V以上66 k V未満（高圧）の場合

6 k V以上66 k V未満（高圧）の場合の書類送付先及び問い合わせ先が以下の通りとなります。

• 書類の送付先

■ 出力制御措置の設置（切替）時

➤ 出力制御機能付きPCSへの切替

✓ 発電事業者さまの場合：fit_setuhen@tepcoco.jp

✓ 小売電気事業者さまの場合：02tepcconsc@tepcoco.jp

➤ 既存PCSに出力制御ユニット等設置/既存PCSに出力制御機能あり

✓ 発電事業者さまの場合：kouatu_seigyosouti@tepcoco.jp

✓ 小売電気事業者さまの場合：02tepcconsc@tepcoco.jp

■ 設置（切替）完了時

（発電事業者さま・小売電気事業者さま問わず、弊社へご提出をお願いいたします。）

✓ 設置（切替）完了の場合：kouatu_seigyosouti@tepcoco.jp

• 問い合わせ先

東京電力パワーグリッド ネットワークサービスセンター

電話：03-3509-1709

受付時間：下記休業日を除く平日の9時から12時、午後1時から5時

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）



3-3. 書類の送付先

3-3-3. 100V/200V（低圧）の場合

100V/200V（低圧）の場合の申込先が以下の通りとなります。

- 申込先

設備変更としてお申し込みください

✓ リンク：[低圧工事のお申込み | FIT法改正 | 東京電力パワーグリッド株式会社](#)



3-4. 「出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書」等の作成に必要な情報

「出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書」等の作成に必要な機器仕様書および提出書類のフォーマットは以下のリンクからご確認ください。

■ 機器仕様書

- 66kV以上の場合：出力制御機能付PCS等（66kV以上）技術仕様書

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/technical_specifications20210906.pdf

- 出力制御機能付PCS等（66kV以上）伝送仕様書

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/transmission_specifications20210906.pdf

- 66kV未満の場合：出力制御機能付PCS等（66kV未満）技術仕様書

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/20200717shiyousyo.pdf>



■ 提出書類のフォーマット

- 出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書・PCS等系列単位の諸元一覧

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/notice/pdf/pcssiyoukakunin_kouatutokkou.xls

- 接続検討の要否確認依頼書（設備変更申込み）

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/corporate.html>

※「高圧・特別高圧工事のお申込み」ページの中段付近にある「設備変更（契約変更含む）される場合のお申込み」よりダウンロードの上、お申込みをお願いいたします。

- 電力需給契約申込書兼系統連系申込書

※「接続検討の要否確認依頼書（設備変更申込み）」と同様。

- 発電量調整供給兼基本契約申込書

こちらは、ご契約の小売電気事業者さまよりご提出していただく書類であるため、小売電気事業者さまにご確認してください。

■ 設置（切替）完了届

出力制御機能付PCSの設置（切替）完了届

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/notice/pdf/settlement_sheet0319.doc



4. 連絡先提出対象に該当する発電設備のお手続き

連絡先提出対象の発電設備はオフライン制御対象のため、以下の記載の通りお手続きをお願いいたします。

お手続きの内容

詳細

連絡先提出

- 連絡先提出対象の発電設備はオフライン制御対象のため、「出力制御に関する連絡先一覧表」※1を以下のリンクからダウンロードのうえ必要事項を記載し、弊社にメールでご提出ください。

- 「出力制御に関する連絡先一覧表」のリンク

https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/notice/pdf/20250228_renrakusakiitiran.xls

送付先メールアドレス

R.energy_cw@tepco.co.jp



※1

- ・電話番号（前日の制御指令の連絡）→ 1つまで設定可
- ・メールアドレス（制御指令の詳細の内容を通知）→ 3つまで登録可

